

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>川越北環状線</p>	<p>路線名</p>
<p>川越市今成四丁目一一番一九地先から同市大字小室字鶴塚一四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年一月九日 午前十時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二四〇・〇〇メートル。</p> <p>の 一 部 供 用 開 始 で あ る 。</p> <p>第 十 八 号 で 告 示 し た 道 路 予 定 区 域 の 一 部 供 用 開 始 で あ る 。</p> <p>延 長 二 四 〇 ・ 〇 〇 メ ー ト ル 。</p>	<p>備考</p> <p>街路整備事業による。</p> <p>平成三十年十一月六日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十八号で告示した道路予定区域 の一部供用開始である。</p>